

令和8年 春の全国交通安全運動

沖縄県実施要綱

運動のスローガン

車から ぼくたちみえない 手をあげよう

— 令和8年4月6日(月) ~ 4月15日(水) —



内閣府

沖縄県交通安全推進協議会

令和8年春の全国交通安全運動 沖縄県実施要綱

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

1 運動期間

令和8年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間

2 交通事故死ゼロを目指す日

令和8年4月10日（金）

第3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第4 推進機関・団体等

別紙1「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり。

第5 運動のスローガン

「車から ぼくたちみえない 手をあげよう」

第6 運動重点（全国重点）

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【趣旨】全国重点を3点とする趣旨は、以下のとおりである。

- (1) 次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは極めて重要な課題であるところ、交通事故による幼児・児童の死者・重傷者は歩行中や自転車乗用中の割合が高い。また、歩行中の幼児・児童の死者・重傷者数は登下校の時間帯に多いほか、新学期が始まる4月から6月にかけて死者・重傷者が増加する傾向にあるなど、依然として通学路や地域住民の日常生活に使用される生活道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。加えて、こどもに限らず、交通事故死者数全体を状態別でみると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の割合が約7割を占めているほか、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められる。このため、こどもを始めとする歩行者の安全確保が急

務であり、全ての歩行者に対し、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図り、正しい道路横断等を実践するよう促していく必要がある。

加えて道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第248号)により、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる。本改正は、中央線等のない生活道路の法定速度を引き下げるといった県民生活に大きく関わるものであることから、県民に対する十分な広報啓発が必要である。あわせて、生活道路における歩行者の安全を確保するため、「生活道路は人が優先」という意識を県民に浸透させるとともに、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進する必要がある。

- (2) 近年、スマートフォン等の画像を注視するなどして自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にある。また死亡事故の3割以上が車両対歩行者の交通事故であり、いまだ横断歩道における自動車の一時停止が徹底されていないほか、飲酒運転、妨害運転(いわゆる「あおり運転」。以下同じ。)等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれ低下する傾向にある。このため、自動車等の運転者に対して、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上を図るとともに、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していく必要がある。

なお、75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、免許保有者人口当たりで見ると、75歳未満の運転者の約2倍発生しており、特に車両単独事故の割合が高いことにも留意が必要である。

- (3) 全事故に占める自転車に関係する事故の割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死者数は65歳以上が約7割を占めており、負傷者数は15歳以上19歳未満の若年層の割合が顕著に高い。中学生、高校生の事故は、いずれも1年生が他学年より多く、下校中より登校中の事故が多いほか、通学に慣れてきた5月から6月に事故が多くなる傾向にある。また、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故において、自転車運転者の約4分の3に法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。)により、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入される。このため、広く県民に対して、交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

特定小型原動機付自転車に関しては、自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒運転による交通事故の割合が著しく高いという特徴があるほか、信号の遵守、車道通行の原則など、基本的な交通ルールが守られておらず、交通ル一

ルの遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

第7 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
 - (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
 - ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
 - エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
 - オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進
 - (2) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
 - イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
 - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
 - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
 - カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - (1) 「ながらスマホ」の根絶
 - ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
 - イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する

る自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の促進

(4) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の促進

イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(6) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進

(7) 外国人運転者の交通事故防止対策

- ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(8) 二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- ア 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘さし等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 改正道路交通法により、施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推

進

オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に被害を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記第6～第7に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 推進機関・団体における実施要領

- (1) 推進機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 推進機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来 of 活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、増加する訪日外国人や在留外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 推進機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 推進機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、飲酒運転をしない、させないことはもとより、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 県及び市町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 自治会、町内会、老人クラブ等との連携による、世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消
- (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (エ) 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進
- (オ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (カ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
- (キ) 地域の交通安全活動に、当該地域の外国人コミュニティや居住・勤務する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催に

よる、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践

- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
- (ロ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 万が一の事故に備えた自転車損害賠償責任保険等の加入促進
- (ロ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
- (ロ) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響をよく理解し、運転に不安を感じる場合は家庭内での話合いや安全運転相談窓口を利用するなど、運転免許証の自主返納も含めた各種支援施策の周知

オ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ロ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進、ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
- (キ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
- (ク) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (ケ) 安全運転管理者、運行管理者等による点呼や日常点検による安全の確保をはじめ、運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認や交通安全指導の徹底

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、推進機関・団体等を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第9 効果評価の実施

推進機関・団体等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第10 報告

各市町村交通安全推進協議会（各市町村）は、実施計画及び実施結果を次のとおり、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（沖縄県生活福祉部生活安全安心課長）に報告するものとする。

1 実施計画の報告

「様式1」により、令和8年3月2日(月)までに必着のこと。

2 実施結果の報告

「様式2～5」により、令和8年4月30日(木)までに必着のこと。

なお、本運動に関する施策等でマスコミ等から大きな反響を得たものについては、当該新聞記事等を添えて、その都度、報告願います。

沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

官公庁

沖縄県
市町村
沖縄県警察
沖縄県教育委員会
沖縄県市長会
沖縄県町村会
内閣府沖縄総合事務局
在沖縄自衛隊
沖縄労働局
沖縄気象台

交通・運輸関係団体

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所
沖縄県交通安全母の会連絡協議会
公益社団法人沖縄県トラック協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
沖縄県個人タクシー事業協同組合
沖縄中部個人タクシー事業協同組合
那覇個人タクシー事業協同組合
琉球個人タクシー事業協同組合
一般社団法人沖縄県レンタカー協会
一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部
一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会
沖縄県自動車販売協会
沖縄県中古自動車販売協会
沖縄県軽自動車協会
沖縄県二輪車普及安全協会
沖縄県自転車商協同組合
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
沖縄県自動車整備商工組合
軽自動車検査協会沖縄事務所
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所
自動車安全運転センター沖縄県事務所
日本道路交通情報センター那覇センター
損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所
一般財団法人沖縄県自動車標板協会
一般社団法人全国道路標識・標示業協会沖縄支部
私鉄沖縄県労働組合連合会
沖縄都市モノレール株式会社

教育関係団体

沖縄県小学校長会
沖縄県中学校長会
沖縄県高等学校長協会
沖縄県私立幼稚園連合会
沖縄県私立保育園連盟
一般社団法人沖縄県PTA連合会
沖縄県高等学校PTA連合会
一般財団法人沖縄県私学教育振興会
社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部
沖縄県保育士会
沖縄県高等学校生徒指導研究会
沖縄県学校安全教育推進協議会
体力づくり沖縄県民会議
沖縄県教職員組合
独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

青少年・福祉関係団体

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟
公益社団法人ガールスカウト日本連盟沖縄県支部
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
沖縄県公民館連絡協議会
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会
社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会
沖縄県知的障害者福祉協会
社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会
公益財団法人沖縄県交通遺児育成会
沖縄県青年団協議会

その他関係機関団体

一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県銀行協会
日本赤十字社沖縄県支部
一般社団法人沖縄県医師会
沖縄県清涼飲料協会
沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
日本青年会議所沖縄地区協議会
全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部
沖縄県消防長会
公益財団法人沖縄県消防協会
沖縄県人権擁護委員連合会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
沖縄県石油商業組合
一般社団法人沖縄県労働基準協会
沖縄弁護士会
沖縄県内各ライオンズクラブ
沖縄県内各ロータリークラブ
在日米軍沖縄事務所
沖縄県保護司会連合会
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人日本損害保険協会九州・沖縄支部
沖縄県酒造組合
一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会
(以上 9 1 機関団体)

協賛団体

沖縄タイムス社	朝日新聞那覇支局
琉球新報社	毎日新聞那覇支局
琉球放送	読売新聞那覇支局
ラジオ沖縄	産経新聞那覇支局
沖縄テレビ	共同通信那覇支局
琉球朝日放送	時事通信那覇支局
エフエム沖縄	日本テレビ那覇支局
NHK沖縄放送局	日本経済新聞那覇支局
宮古新報	宮古テレビ
宮古毎日新聞	石垣ケーブルテレビ
八重山日報	
八重山毎日新聞	(以上 2 2 団体)

推進機関・団体の実施事項

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における交通安全運動推進の支援 2 ポスター・チラシ・懸垂幕等広報資料による啓発活動 3 広報車等による交通安全広報の実施 4 ラジオ、新聞等マスメディアを活用した交通安全広報の実施 5 その他、交通安全活動の推進
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進会議の開催と地域住民に対する交通安全運動の周知 2 市町村広報紙（誌）等による地域住民への交通安全の啓発 3 交通指導員等との連携による街頭指導の実施 4 ポスター・チラシ、横断幕等広報資料による啓発 5 広報車等による地域内の交通安全広報の啓発 6 自治会放送等の有（無）線放送による交通安全広報の実施 7 各種の交通安全教育及び講習会の開催 8 老人クラブ等と連携したヒヤリ地図作製の推進 9 スクールゾーン・シルバーゾーン等の交通安全施設の点検 10 その他、交通安全活動の推進
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転や速度違反、暴走行為等、悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り強化 2 二輪車及び自転車等に対する取り締まりを強化し、正しいヘルメットの着用（顎紐の装着等）の指導を徹底する。 3 交差点違反（信号無視、一時不停止違反、歩行者妨害等）の取り締まり強化 4 高齢者及び児童・生徒等への交通安全教育の実施 5 ポスター・チラシ・懸垂幕等による広報啓発活動 6 地域交通安全活動推進委員による啓発活動の実施 7 交通安全施設の整備・充実 8 関係機関・団体に対する交通事故統計分析資料の提供 9 交通安全協会連合会（地区安協）等の関係団体との連携による各種活動の推進 10 その他、交通安全活動の推進

教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒等に対する交通安全教育の徹底 2 P T A等との連携による登下校(園)時における街頭指導の充実 3 学校新聞や学級連絡票等による児童生徒及び保護者に対する啓発 4 シートベルト・チャイルドシートの普及の高揚 5 暴走族三ない運動の児童、生徒への周知徹底 6 広報活動その他交通安全活動の推進 7 高等学校における参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 8 その他、交通安全活動の推進
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な道路パトロールの実施 2 交通安全施設の点検整備の実施 3 道路における障害物の除去等道路交通環境の整備 4 その他、交通安全活動の推進
交通安全協会連合会 (地区交通安全協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区交通安全協会(連合会)等との連携による推進 2 ポスター・チラシ、横断幕等による啓発 3 街頭広報車等による飲酒運転根絶の呼び掛けを含む交通安全広報活動の実施 4 街頭指導活動の実施 5 推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動 6 反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進 7 こどもと高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーンの実施 8 各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施 9 事業所における安全運転管理活動の促進 10 その他、交通安全活動の推進
交通安全 母(友)の会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合の場を利用した交通安全講習会、研修会の開催 2 家庭、地域に根ざした交通事故防止キャンペーンの推進 3 街頭指導の実施 4 高齢者のいる家庭などへの積極的な訪問指導の実施 5 その他、交通安全活動の推進
その他 推進機関・団体 と協賛団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全運動に伴う連絡会議の開催 2 職員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 社内放送施設等を活用した広報の実施 4 広報誌(社内誌)等による交通安全の啓発 5 ポスターや立て看板等の掲出による広報 6 職員等に対する交通安全教育の徹底 7 その他、交通安全活動の推進

各種運動のスローガン

飲酒運転四（し）ない運動

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 運 転 者 は | ・ 運転するなら酒を飲まない
・ 酒を飲んだら運転しない |
| 家庭・地域では | ・ 運転する人に酒をすすめない
・ 酒を飲んだ人に運転させない |

安全運転5則

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 | カーブの手前ではスピードを落とす |
| 3 | 交差点では必ず安全を確かめる |
| 4 | 一時停止で横断歩行者の安全を守る |
| 5 | 飲酒運転は絶対にしない |

高速交通安全5則

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 | 十分な車間距離をとる |
| 3 | 割り込みをしない |
| 4 | わき見運転をしない |
| 5 | 路肩を走行しない |

車線を守る五つの基本

- | | |
|---|------------------|
| ・ | キープレフトの励行 |
| ・ | 安全な速度の励行 |
| ・ | 飲酒運転はしない |
| ・ | 無理な追い越し、割り込みはしない |
| ・ | 路上駐車をしない |

二輪車安全運転5則

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | カーブの手前ではスピードを落とそう |
| 2 | 安全速度は必ず守ろう |
| 3 | 交差点では必ず安全を確かめよう |
| 4 | 急な進路変更や割り込みはやめよう |
| 5 | ヘルメットは正しくかぶろう（あごひも装着の徹底） |

暴走族三（さん）ない運動

- | | |
|---|-------------|
| ☆ | 暴走行為をしない |
| ☆ | 暴走行為をさせない |
| ☆ | 暴走行為を見に行かない |

自転車安全利用五則

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先 |
| 2 | 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 |
| 3 | 夜間はライトを点灯 |
| 4 | 飲酒運転は禁止 |
| 5 | ヘルメットを着用 |